

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例																																																
主管課	税務課																																																
根拠法令等																																																	
<p>【改正の概要】 平成31年3月31日に終了する県民税法人税割の超過課税を平成35年3月31日まで（4年間）継続することに伴う改正 附則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第17条 昭和50年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。</p> <p style="text-align: center;">↓ 平成35年3月31日</p>																																																	
施行日	公布の日																																																
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 超過課税の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特例税率 4.0%〔標準税率3.2%、上限4.2%（地方税法51条1項）〕 ○ 適用期間 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度分 ○ 中小法人等に対する不均一課税 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるものに対しては、標準税率3.2%を適用 <p>2 法人県民税法人税割の超過課税の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">特例税率</th> <th style="text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和50年度～昭和53年度</td> <td style="text-align: center;">6.2%</td> <td>生活安定福祉資金、小企業特別融資資金制度</td> </tr> <tr> <td>昭和54年度～昭和57年度</td> <td style="text-align: center;">6.0%</td> <td>生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金</td> </tr> <tr> <td>昭和58年度～昭和61年度</td> <td style="text-align: center;">6.0%</td> <td>生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金等</td> </tr> <tr> <td>昭和62年度～平成2年度</td> <td style="text-align: center;">6.0%</td> <td>社会福祉の充実、中小企業の育成等</td> </tr> <tr> <td>平成3年度～平成6年度</td> <td style="text-align: center;">5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成7年度～平成10年度</td> <td style="text-align: center;">5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成11年度～平成14年度</td> <td style="text-align: center;">5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成15年度～平成18年度</td> <td style="text-align: center;">5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成19年度～平成22年度</td> <td style="text-align: center;">5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成23年度～平成26年度</td> <td style="text-align: center;">5.8% (4.0%)※1</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成27年度～平成30年度</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成31年度～平成34年度</td> <td style="text-align: center;">4.0% (1.8%)※2</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1（ ）内は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分に適用 ※2（ ）内は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分に適用予定</p> <p>3 延長理由 現行の超過課税による増収額は、保健医療及び社会福祉の充実の財源に充てているが、今後とも県財政に必要な財源を確保するには、超過課税の継続が不可欠であるため。</p> <p>4 延長による増収見込額 約3.5億円（平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間）</p> <p>5 全国状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">超過税率</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.2%</td> <td style="text-align: center;">東京都・大阪府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">44道府県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">超過課税なし</td> <td style="text-align: center;">静岡県</td> </tr> </table>			期 間	特例税率	目 的	昭和50年度～昭和53年度	6.2%	生活安定福祉資金、小企業特別融資資金制度	昭和54年度～昭和57年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金	昭和58年度～昭和61年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金等	昭和62年度～平成2年度	6.0%	社会福祉の充実、中小企業の育成等	平成3年度～平成6年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成7年度～平成10年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成11年度～平成14年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成15年度～平成18年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成19年度～平成22年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成23年度～平成26年度	5.8% (4.0%)※1	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成27年度～平成30年度	4.0%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成31年度～平成34年度	4.0% (1.8%)※2	保健医療の充実、社会福祉の充実	超過税率	都道府県	4.2%	東京都・大阪府	4.0%	44道府県	超過課税なし	静岡県
期 間	特例税率	目 的																																															
昭和50年度～昭和53年度	6.2%	生活安定福祉資金、小企業特別融資資金制度																																															
昭和54年度～昭和57年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金																																															
昭和58年度～昭和61年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金等																																															
昭和62年度～平成2年度	6.0%	社会福祉の充実、中小企業の育成等																																															
平成3年度～平成6年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
平成7年度～平成10年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
平成11年度～平成14年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
平成15年度～平成18年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
平成19年度～平成22年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
平成23年度～平成26年度	5.8% (4.0%)※1	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
平成27年度～平成30年度	4.0%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
平成31年度～平成34年度	4.0% (1.8%)※2	保健医療の充実、社会福祉の充実																																															
超過税率	都道府県																																																
4.2%	東京都・大阪府																																																
4.0%	44道府県																																																
超過課税なし	静岡県																																																